

中国 I C Tサポート企業・団体  
登録・実施要領

令和5年3月

## 1. 背景

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成28年を「生産性革命元年」と位置づけ建設生産プロセス全体で生産性を向上させる **i-Construction** の取り組みを開始した。

**i-Construction** の「ICTの全面的な活用」、「全体の最適化」、「施工時期の平準化」の取り組みは、国土交通省のトップランナー施策として位置づけられている。

中国地方整備局においては、ICT土工を平成28年度に本格導入するとともに、現在までに10数工種のICT施工基準類を整備し、ICTの全面的な活用を推進しているところである。

ICT施工は、起工測量（設計）、施工、出来形管理、検査、並びに工事完成図、施工管理の記録、関係書類について3次元データを一貫して活用することにより、建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものである。

また、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事の発注機関への普及が今後の課題となっている。

## 2. 本制度の目的

「ICTの全面的な活用」を図るうえで受注者が、自主的な技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ICT施工関係熟達者を「中国ICTサポート企業・団体」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、更なるICT活用工事の普及促進を図るとともにICTの内製化等を推進することを目的として、ICTの活用について、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面においてサポートするものである。

## 3. 「中国ICTサポート企業・団体」

### (1) 制度概要

ICT施工関係熟達者を「中国ICTサポート企業・団体」として、中国地方整備局 **i-Construction** サポートセンターに登録を行うとともにホームページに掲載・公表する。

ICT施工等の支援を必要とする受注者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等。以下「受注者」という。）は、ホームページに掲載する「中国ICTサポート企業・団体登録名簿」のICT能力区分等を参照し、条件に合う「中国ICTサポート企業・団体」に対し相談や助言、技術的指導を依頼することができる。

### (2) 活動内容

活動内容は次のとおりとする。

- ① 「3次元測量関係（測量から点群データ作成）」

UAV やレーザースキャナー等を活用した 3 次元測量の環境整備や作業に関する助言、技術的指導

② 「3 次元設計データ作成関係」

施工や施工管理に必要な 3 次元設計データ作成の環境整備やデータ作成に関する助言、技術的指導

③ 「ICT 建設機械による施工関係」

ICT 建設機械による施工の環境整備や施工に関する助言、技術的指導

④ 「3 次元施工管理関係」

UAV やレーザースキャナー等を活用した出来高・品質等の管理に関する助言、技術的指導

⑤ 「総合マネジメント（施工計画）」

ICT を活用する場合における施工計画書作成から測量、施工、管理、納品の一連に関する助言、技術的指導

⑥ 中国地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する講習会・研修会等に対する協力

(3) 依頼の方法【別紙－1「依頼から実施までのフロー」参照】

国土交通省発注案件にかかるサポートを受ける場合は、依頼者（受注者）は選定した「中国 ICT サポート企業・団体」を発注者に「工事打合せ簿」にて報告するとともに、選定した「中国 ICT サポート企業・団体」へ依頼を行うものとする。

国土交通省以外の発注案件にかかるサポートを受ける場合は、各発注者が定めるプロセス、協議等を踏まえ、選定した「中国 ICT サポート企業・団体」へ依頼を行うものとする。

○留意事項

サポート実施までの対応については、別紙－1「依頼から実施までのフロー」に示す手順で行うものとする。

依頼にあたっては以下の条件を標準とする。

- ・依頼者は、中国地方整備局が公表している「中国 ICT サポート企業・団体登録名簿」の ICT 能力区分等を参照し、条件に合う ICT アドバイザーに対し、依頼を行うものとする。依頼者は、依頼内容を明確に伝え支援の可否を確認するものとする。
- ・各依頼についての支援の可否は、依頼内容により「中国 ICT サポート企業・団体」が判断し、依頼者に伝えるものとする。
- ・ICT 活用工事に係る任意の相談、研修・講習会等の技術支援に対する費用は原則無償とする。

ただし、旅費交通費等の必要経費や、研修・講習会等の実施に伴い必要となる機材等の経費については、「ICTサポート企業・団体」と依頼者で協議し、決定するものとする。

- ・経費が発生した場合は、サポートが完了後、「中国ICTサポート企業・団体」は依頼者に対して、サポートに要した見積を提出すること。
- ・実施において、不利益等が生じた場合は、依頼者と「中国ICTサポート企業・団体」間で解決するものとする。

#### 4. 公募

##### (1) 公募区分（ICT能力区分）

「中国ICTサポート企業・団体」の登録は、以下に示すⅠ～Ⅴの個々の区分、もしくは2区分以上の組み合わせによるICT能力区分により行う。

ICT能力区分Ⅰ・・・3次元起工測量（測量から点群データ作成）

ICT能力区分Ⅱ・・・3次元設計データ作成

ICT能力区分Ⅲ・・・ICT建設機械による施工

ICT能力区分Ⅳ・・・3次元出来形管理等の施工管理

ICT能力区分Ⅴ・・・総合マネジメント（施工計画）

※Ⅰ～Ⅳの区分は、「ICTの全面的な活用」において、より専門的なアドバイス等が実施可能なものとする。

※Ⅴの区分の総合マネジメントは「ICTの全面的な活用」の技術・費用・工期等の生産性向上についての施工計画などの工事全体的なマネジメントの支援を行うものである。

##### (2) 応募資格

登録できる企業・団体は、ICT技術に関する専門知識を持ち、4（1）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 工事及び業務（発注機関は問わない）において、平成27年度以降に以下に示す実績を有すること。

- ・ I C T工事における I ~ V の I C T能力区分における実績（元請又は下請）

(3) 提出資料

「登録申請書」と「実績を確認できる資料（TECRIS・CORINS 又は契約書又は仕様書等の写し）」「活動の実施体制」を8.「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局まで郵送もしくは持参にて提出すること。

5. 受付及び登録【別紙-2「中国 I C Tサポート企業・団体手続きフロー」参照】

(1) 公募受付

公募受付は、登録手続きを行う4月20日、7月20日、10月20日、1月20日を締め切り（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）とする。

なお、登録手続き期限を超えて受け付けた場合は、次回の公募受付として取り扱うこととする。

(2) 登録方法

提出された資料は、中国地方整備局 i-Construction サポートセンター事務局で内容の確認を行い、当要領における I C T活動実績が確認できた場合は「中国 I C Tサポート企業・団体」として登録する。

(3) 登録通知

応募者に対し、各締切月翌月に登録・非登録の通知を申請書の連絡先へ郵送により行う。非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

(4) 中国地整整備局 i-Construction HP への掲載

登録された「中国 I C Tサポート企業・団体」は、「中国 I C Tサポート企業・団体登録名簿」にとりまとめ、登録した翌月から、中国地方整備局 i-Construction HP に掲載する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）

掲載URL：<https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/icon/index.html>

(5) 登録期間

登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

(6) 登録の変更及び抹消

既登録内容に変更が生じた場合、及び本制度から退会する場合は、速やかに報告し

なければならない。手続きは応募受付の手続きに準じるものとする。

登録を受けたICTサポート企業・団体について、登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明した時、「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局が、ICTに関する助言、技術的指導が実施できないと判断した時、本要領に基づく活動に非協力的であると判断した時、その他必要と判断した時は、その登録を抹消する場合がある。

## 6. 「中国ICTサポート トップランナー」

### (1) 制度概要

ICT施工関係熟達者、かつ、3(2)⑥の活動を主体としたICT活用未経験企業へのICT活用工事の普及の一翼を積極的・協力的に担う企業・団体を「中国ICTサポートトップランナー」として選任し、「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局とともにICT活用啓発等に取り組む。

### (2) 選任基準

選任基準は以下のとおりとする。

1) 「中国ICTサポート企業・団体」に登録されている者。

2) 4(1)に示す能力区分全ての支援が実施できる者

原則、1)と2)を満たす者。

1)と2)を満たさない場合において、その他、i-Construction 大賞、中国 i-Construction 表彰受賞企業・団体など、ICTにおける先進的な取組み等の内容を考慮する場合がある。

### (3) 選任の方法

「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局が、6(2)に基づき選任候補企業・団体を選定し、選定した企業・団体へ本制度の趣旨を踏まえ選任承諾意向を伺うものとする。承諾意向を示された企業・団体に対し、選任の通知を郵送により行い、5(4)の取扱いを併せて行う。

なお、選任承諾されない場合においても、「令和3年度中国ICTサポート企業・団体登録要領」に基づく運用において不利益を被ることは無い。

### (4) 選任期間

選任通知の日から選任解除の申し出があった日までとする。

## 7. 実施状況報告

「中国ICTサポート企業・団体」は支援実施終了後、「実施報告書」により実施状況

のとりまとめを行い、「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局まで報告（「実施報告書」の提出）するものとする。必要に応じて発注者にも報告を行うものとする。（注1）

なお、実施報告書については、報告頂いた後、活動実績として、サポート相手が特定出来ないよう配慮を行った上で、中国地方整備局ホームページへ掲載を行うことを原則とするが、掲載を希望しない場合は提出様式にその旨を記載すること。

注1）国土交通省発注案件については発注者報告を行うこと。国土交通省以外の発注案件については各発注者との協議によるものとする。

## 8. 内容についての質問

本制度の質問は、9.「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター事務局までとする。

## 9. 「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30

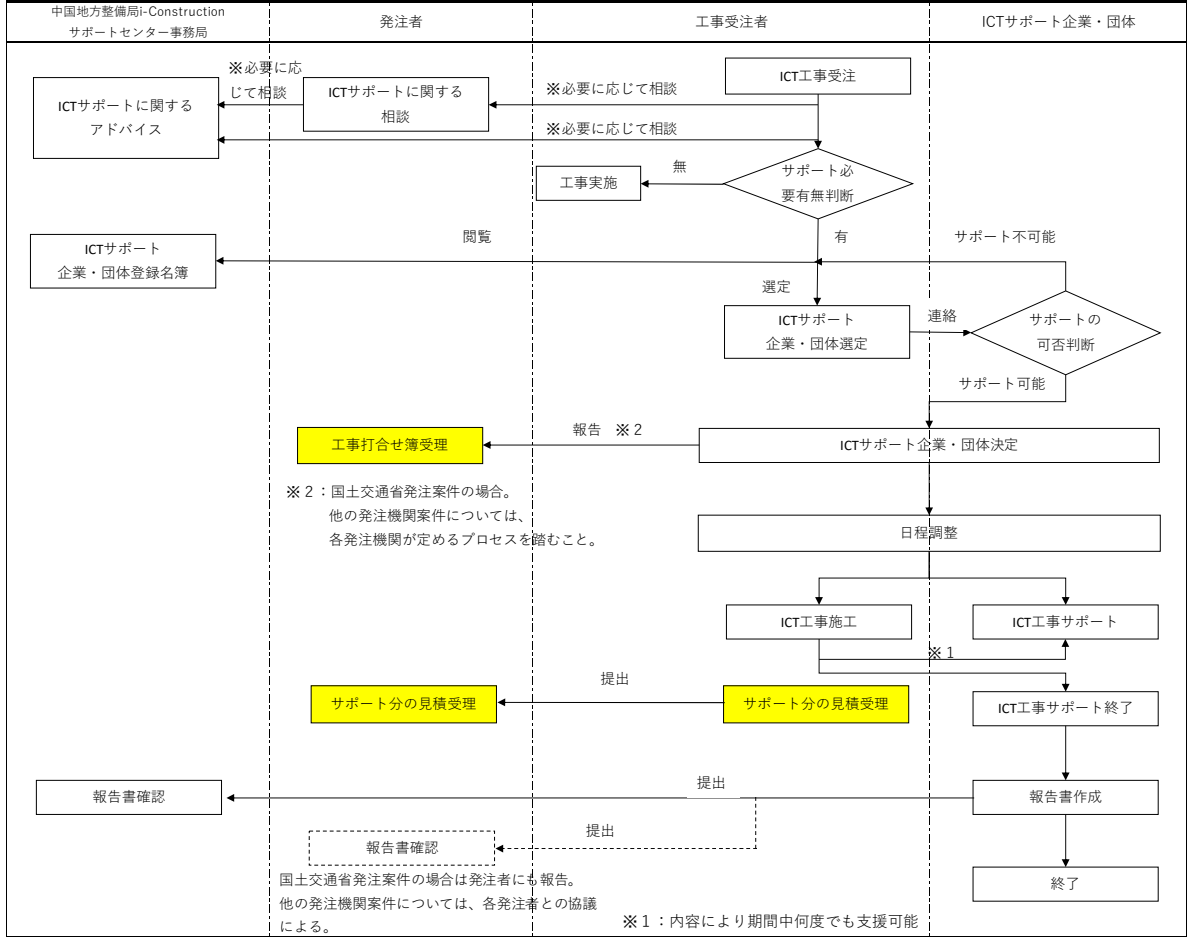
中国地方整備局 企画部 技術管理課（入札・契約、積算、監督・検査、業務）  
施工企画課（ICT建機による施工）

電話：082-221-9231

メールアドレス：[iconchuugoku@cgr.mlit.go.jp](mailto:iconchuugoku@cgr.mlit.go.jp)

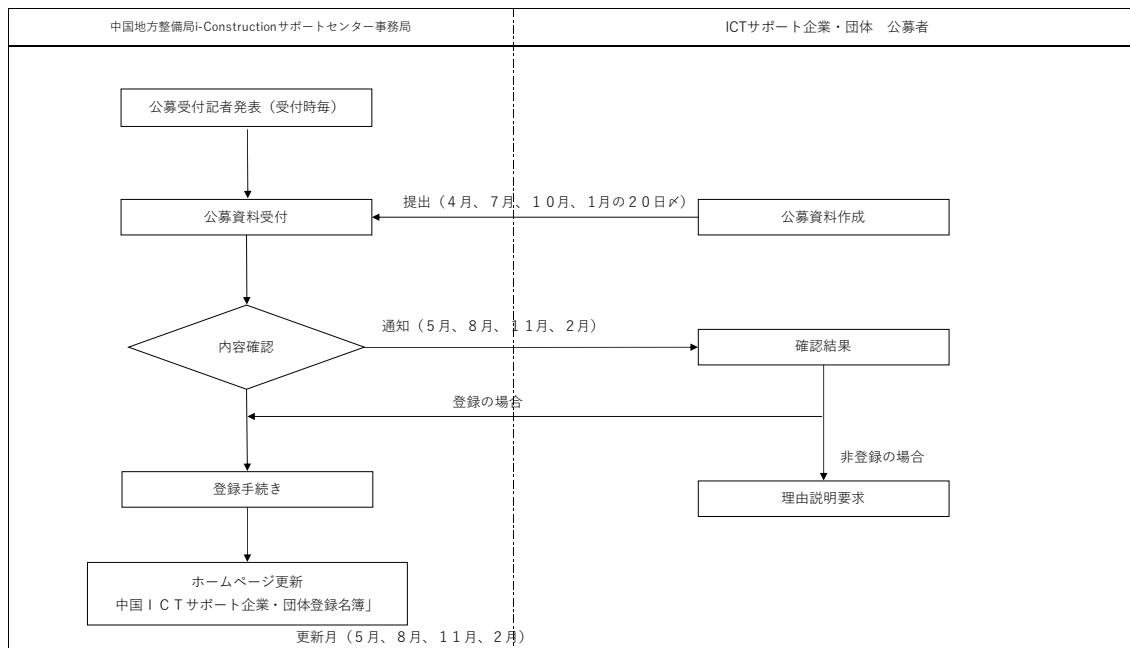
# 別紙-1 「依頼から実施までのフロー」

依頼から実施までの流れ





別紙ー 2 「中国 I C Tサポート企業・団体手続きフロー」



別紙ー 3

中国ICTサポート企業・団体登録名簿							令和元年●●月●●日時点	
ブロック	会社名	ICT能力区分	連絡者情報				備考	
			メールアドレス	電話番号	住所	連絡先		
鳥取県	●●	I		000-000-0000	鳥取市●●	●● 太郎		
島根県	●●	II		000-000-0000	松江市●●	●● 次郎		
岡山県	●●	III		000-000-0000	岡山市●●	●● ●●		
広島県	●●	IV		000-000-0000	広島市●●	●● ●●		
山口県	●●	V		000-000-0000	山口市●●	●● ●●		

ICT能力区分Ⅰ・・・3次元起工測量（測量から点群データ作成）  
 ICT能力区分Ⅱ・・・3次元設計データ作成  
 ICT能力区分Ⅲ・・・ICT建設機械による施工  
 ICT能力区分Ⅳ・・・3次元出来形管理等の施工管理  
 ICT能力区分Ⅴ・・・総合マネジメント（施工計画）